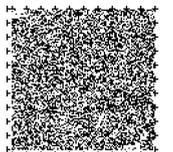
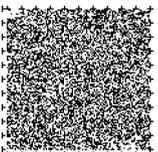


I. 総論





第1章 計画策定にあたって

【1】 計画策定の目的 『福祉が充実したまち』の実現を目指して

本市では、本市の高齢者や障害者、児童育成等の施策を計画的、総合的に展開し、地域福祉の推進を図るために前回の青梅市地域福祉計画を平成20年3月に策定し、計画に従い、地域福祉活動の促進、地域福祉にかかわる人材の発掘・育成・活用、市民の立場に立った相談支援体制・権利擁護体制づくり、見守り・助け合いの支援体制づくりを重点的に推し進めてきました。その後、第6次青梅市総合長期計画が平成24年度に策定され、平成25年～34年度の計画期間において、福祉分野では「福祉が充実したまち」というまちづくりの基本方向を掲げました。このまちづくりの基本方向の実現に向け、近年の社会潮流や新たな制度、法律等への対応も含め、新たに「青梅市地域福祉計画(*1)」を策定します。

*1 社会福祉法に定める地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された計画で、「地域における福祉サービスの適正な利用の促進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」および「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」が柱とされています。

【新たな制度や法律の動き】

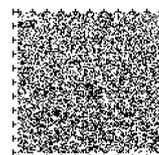
○障害者総合支援法

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となりました。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となっています。

【障害者総合支援法の概要】

1. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として新たに掲げる。



2. 障害者の範囲

難病等を加える。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

4. 障害者に対する支援

－重度訪問介護の対象拡大

－共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

－地域移行支援の対象拡大

－地域生活支援事業の追加

5. サービス基盤の計画的整備

－障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

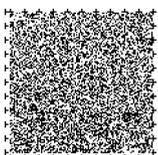
－基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

－市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

－自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力するとともに、当事者や家族の参画を明確化

○障害者差別解消法

平成18年12月に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」は平成20年5月に発効し、日本は平成19年9月に同条約に署名しました。平成21年12月に同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うために「障がい者制度改革推進本部」を設置、同本部の下の「障がい者制度改革推進会議」（推進会議）で議論されてきました。平成22年11月から推進会議の下「差別禁止部会」で差別禁止法の検討が行われ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立しました。平成25年12月4日の参議院本会議にて条約の批准が承認されました。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指していきます。



○子ども・子育て支援法

本法律は、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

基本理念としては、次の3点になります。

- 1 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

○介護保険制度の見直し

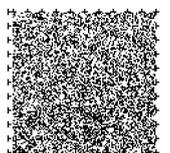
できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたいという願いをかなえるため、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して改正が重ねられてきました。「団塊の世代（1947年から1949年生まれ）」がすべて75歳以上になる2025年までの残り10年余りで、地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められています。平成27年度からの制度見直しでは、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方としています。

【介護保険制度見直しの概要】

I サービス提供体制の見直し

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- －在宅医療・介護連携の推進
- －認知症施策の推進
- －地域ケア会議の推進
- －生活支援サービスの充実・強化
- －介護予防の推進
- －地域包括支援センターの機能強化



2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
3. 在宅サービスの見直し
4. 施設サービス等の見直し
5. 介護人材の確保
6. 介護サービス情報公表制度の見直し

II 費用負担の見直し

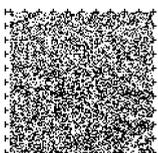
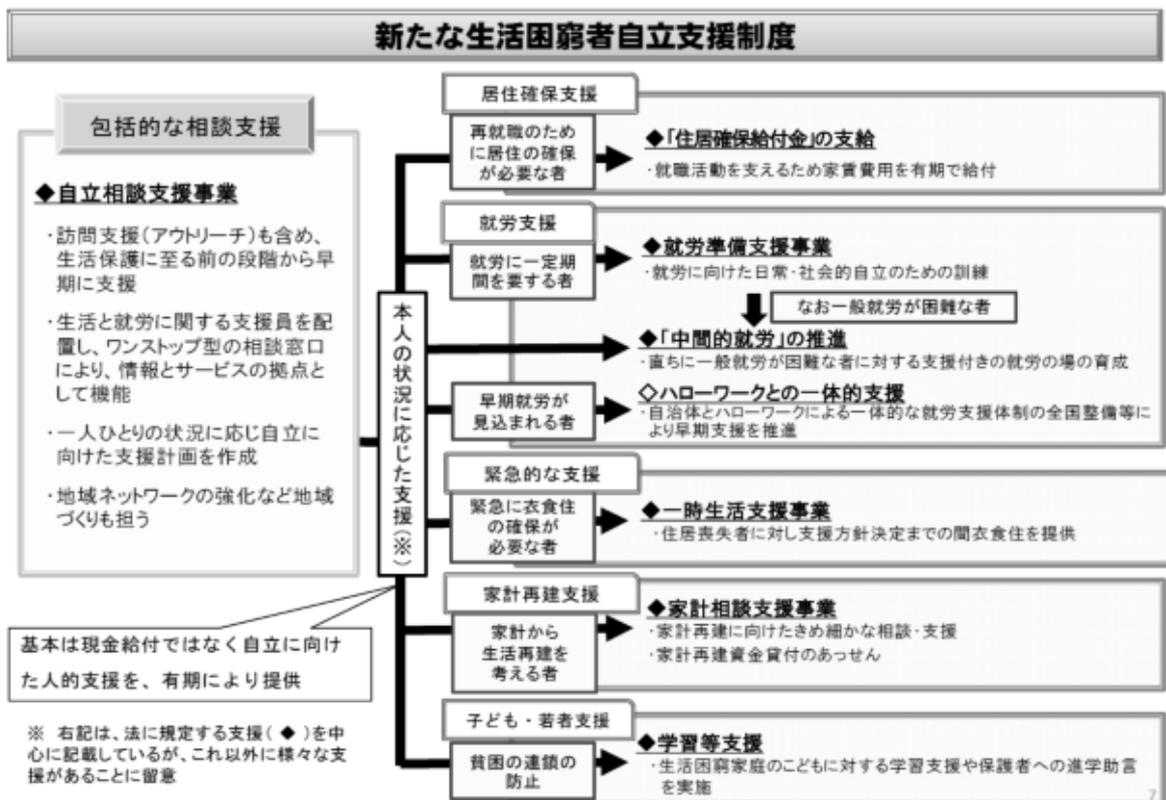
1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等
2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し
3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）
4. 介護納付金の総報酬割

※介護保険制度の見直しに関する意見（平成25年12月 社会保障審議会介護保険部会）より

○生活困窮者自立支援制度

本制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものです。平成27年4月1日から施行の新たな生活困窮者支援制度では、包括的な相談支援として、福祉事務所設置自治体は「自立相談支援事業」を実施し、相談を介して、包括的・継続的な支援により、生活困窮状態からの早期自立を目指します。

< 国の示すイメージ（平成25年12月、厚生労働省資料より抜粋） >



○二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））

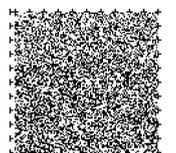
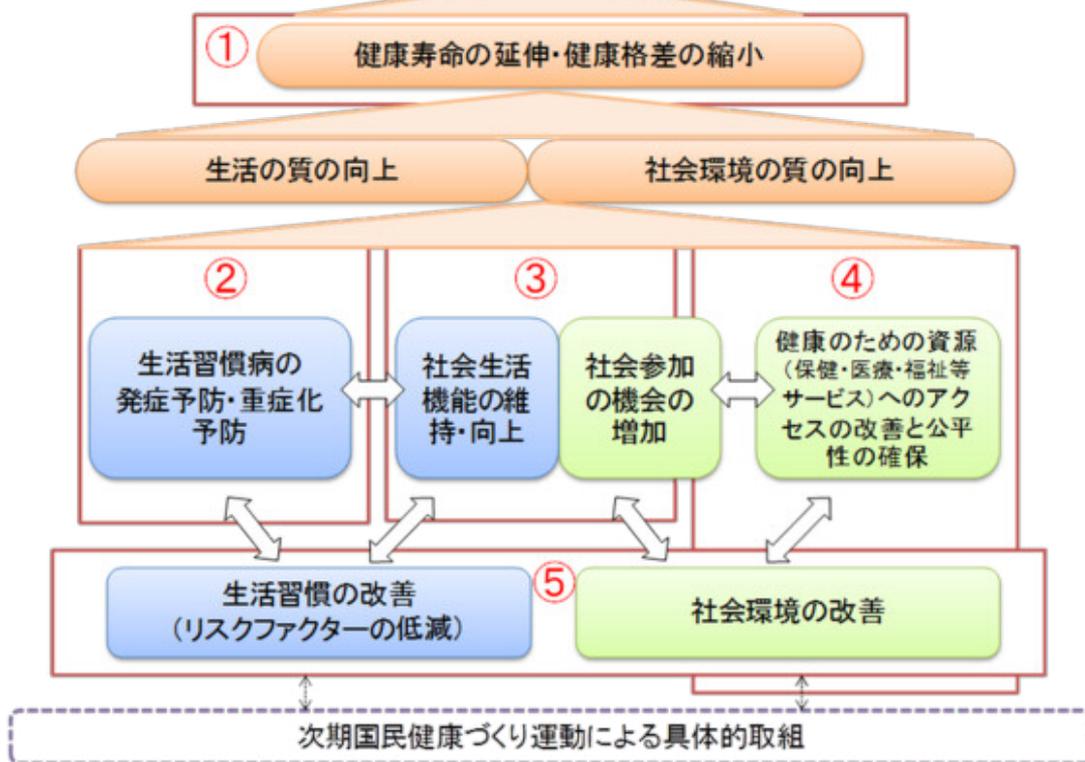
国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標としています（平成25年度から平成34年度の10年間）。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な5つの方向

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

健康日本21（第2次）の概念

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現



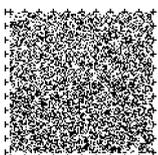
[2] 計画の位置づけ

社会保障と税の一体改革が進められるとともに、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法の成立（平成24年、平成25年施行）、介護保険法の改正（平成24年）、子ども・子育て関連3法の成立（平成24年、平成27年施行）など、社会福祉制度が大きく変化しており、こうした環境変化を地域福祉計画に反映させていく必要があります。

本計画は、「青梅市総合長期計画」を上位計画とし、また、まちづくりの基本方向の1つである「福祉が充実したまち」の実現に向けた計画として位置付けられます。さらに、地域福祉を推進していく上で、個別分野で共通する部分、相談支援・情報提供、福祉人材の育成、地域の社会資源の有効活用、地域での支え合い・見守り体制づくり、生活困窮者への支援という基本的な方向を示していきます。

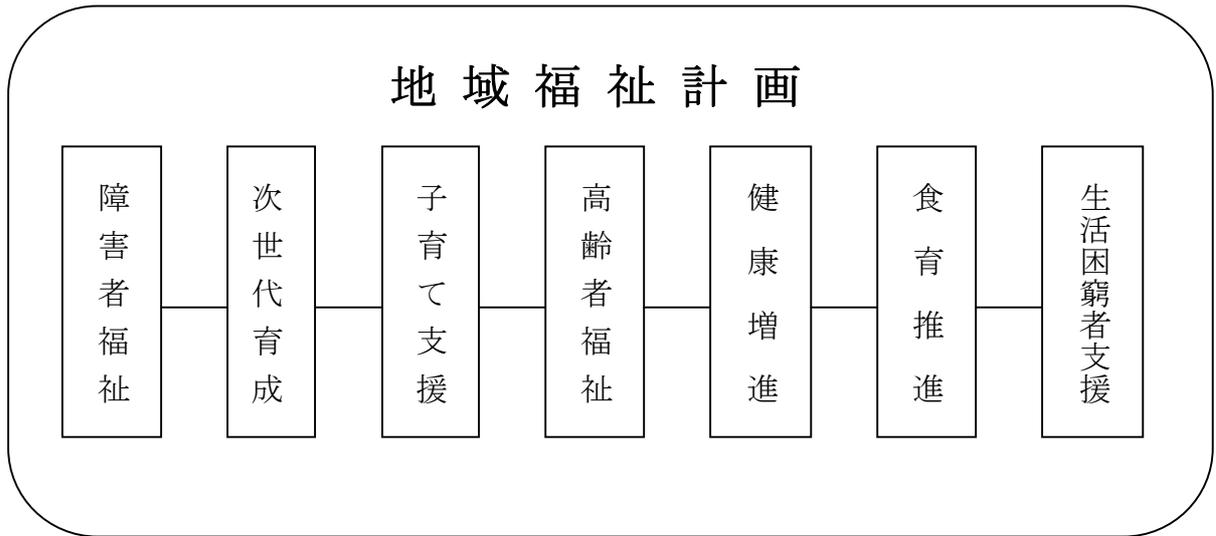
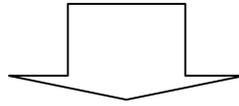
現在、本市で策定している保健福祉にかかる計画は、「青梅市次世代育成支援地域行動計画」、「青梅市障害者計画・青梅市障害福祉計画」、「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市健康増進計画」、「青梅市食育推進計画」があり、これらの個別計画との整合を図っています。

一方、「青梅市地域福祉活動計画」は、青梅市社会福祉協議会が市民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるためにつくる計画であり、「青梅市地域福祉計画」と相互に補完・連携するものとなっています。



■計画の位置づけ■

総合長期計画

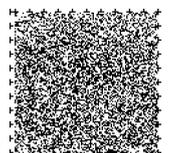


連携
↑↓

- 関連計画
- 障害者計画・障害福祉計画
 - 次世代育成支援地域行動計画
 - 子ども・子育て支援事業計画（仮称）
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - 健康増進計画・食育推進計画
- その他関連計画
- 地域防災計画
 - 特定健康診査等実施計画 等

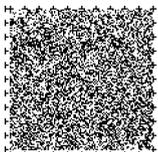
連携
↑↓

地域福祉活動計画
(青梅市社会福祉協議会策定)



■ 関連計画の計画期間（平成25年度現在） ■

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
第5次	第6次青梅市総合長期計画 基本構想・基本計画 (平成25年度～34年度)						
前回 計画	青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度)						
青梅市障害者計画(3期) 青梅市障害福祉計画(3期) (平成24年度～26年度)	青梅市障害者計画(4期) (平成27年度～31年度)			青梅市障害福祉計画(5期) (平成30年度～32年度)			
	青梅市障害福祉計画(4期) (平成27年度～29年度)						
青梅市次世代育成支援 地域行動計画(後期) (平成22年度～26年度)	青梅市子ども・子育て支援事業計画(仮称) (平成27年度～31年度)						
青梅市高齢者保健福祉計画 (第5期) 青梅市介護保険事業計画 (第5期) (平成24年度～26年度)	青梅市高齢者保健福祉計画 (第6期) 青梅市介護保険事業計画 (第6期) (平成27年度～29年度)			青梅市高齢者保健福祉計画 (第7期) 青梅市介護保険事業計画 (第7期) (平成30年度～32年)			
青梅市健康増進計画 (平成22年度～26年度)	青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度)						
青梅市食育推進計画 (平成22年度～26年度)	青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度)						
第四次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成23年度～27年度)	第五次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成28年度～32年度)						



[3] 計画期間

計画期間は平成26年度から30年度の5か年とします。ただし、社会情勢の大きな変化など、必要に応じて本計画を見直すこととします。

[4] 計画策定の実施体制等

1 青梅市地域福祉計画策定委員会の設置

青梅市地域福祉計画の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、健康福祉部長、市民部長、子ども家庭部長、企画調整課長、防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、総務課長の13人で構成する「青梅市地域福祉計画策定委員会」および「青梅市地域福祉計画策定委員会部会」を設置し、計画の策定に関して必要な事項を検討しました。

2 地域福祉計画への市民意見の反映

関係機関へのヒアリング、パブリックコメントの実施等により、活動団体や住民等の意見を計画に反映しました。

3 計画の策定および公表等

委員会からの「青梅市地域福祉計画（原案）」の報告を受け、「青梅市地域福祉計画」を策定し、議会および市民等に公表します。

